

誰もがいきいきと活躍できる職場づくりのために

男女共同参画推進員を 設置しませんか！

男女共同参画推進員を 設置するメリットは？

◆男女共同参画・女性活躍推進に取り組む事業所
として、事業所の**イメージアップ**を図れます。

《県は、男女共同参画推進員の活動に対して
次の支援をします》

- 各種セミナー、講演会の案内をします。
- 男女共同参画に関する資料や情報を提供します。
- 男女共同参画に関する**出前講座**を実施します。

職場の男女共同参画が進むと・・・

- ★多様な人材が経営や企画に関わる
ことにより、事業に活力が生じます。
- ★仕事と生活の調和がとれるよう
になり、従業員の満足
度、意欲が向上して、
優秀な人材の獲得が
進みます。



男女共同参画推進員とは？

職場における男女共同参画を推進する
ため、男女共同参画に関する企画立案、
普及活動などに中心となって取り組んでい
ただく方です。

群馬県では、平成16年3月に「群馬
県男女共同参画推進条例」を制定し、事
業者の方々に「男女共同参画推進員」の
設置をお願いしています。

男女共同参画推進員とは、
どんなことに
取り組めばよいのでしょうか？

- ・仕事と家庭が両立できる職場づくり
- ・男女が共に働きやすい職場環境づくり
- ・女性の能力の活用
- ・セクシュアル・ハラスメントの防止

男女共同参画推進員の選任は？

事業所の人事労務管理について責任を有する方の選任をお願いしています。
選任される場合、変更される場合は届け出用紙（裏面）を提出してください。

お問い合わせ
届け出先

群馬県生活こども部 生活こども課 男女共同参画室 男女共同参画係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL 027-226-2902 FAX 027-226-2100 E-mail seikatsuka@pref.gunma.lg.jp

男女共同参画推進員の選任・変更届出用紙

年 月 日

(ふりがな) 事業所名		
所在地	〒	
代表者 職氏名		
主な事業内容		
従業員数	人	
男女共同参画推進員	設置 ・ 変更 (どちらかに○をつけてください)	
	所属部課	
	役職	
	氏名	
	連絡先	・電話 ・FAX ・Eメール